

## I 概要

各省各庁の長は、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第35条の規定により、職員の勤務する場所において、①職員が死亡することとなった災害(事故の発生の日から10日以内の死亡)、②同一の原因により3人以上の職員が傷病を負ったもののうち1日以上休業した者がいた災害、又は③火災やボイラーの破裂等の事故で重大なもの(以下「重大災害等」という。)についてはその都度、及び重大災害等を含む前年度における職員が④死亡することとなった災害、又は⑤1日以上休業した災害の発生状況については毎年6月末日までに、それぞれ人事院に報告することになっている。本編は、これらの報告を取りまとめたものである。

令和4年度における一般職の国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)の災害の概要は次のとおりである。

### 1 常勤職員(28.1万人)

- (1) 常勤職員(常勤労務者及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。)の災害による死亡者及び1日以上休業した者(以下「死傷者」という。)は266人で、前年度(291人)と比較すると死傷者は全体で25人減少し、死亡した者はいなかった(前年度3人)。

死傷者数を死傷年千人率で見ると0.95で、前年度1.04から0.09ポイント低下した。

また、休業4日以上者の死傷年千人率は0.66で、前年度0.87から0.21ポイント低下した。

(図1、図2及び統計表第1表参照)

- (2) 災害による休業日数についてみると、「休業1日以上3日以下」81人(前年度48人)、「4日以上7日以下」43人(同36人)、「8日以上30日以下」100人(同168人)、「31日以上」42人(同39人)、「死亡」0人(同3人)となっている。休業8日以上者(死亡を含む。)は、人数では142人(同207人)に減少しており、全体に占める割合は53.4%(同71.1%)に低下している。

(図3、統計表第3表、第6表及び第7表参照)

- (3) 災害を事故の型別にみると、「転倒」53人(全体の19.9%)が最も多く、次いで「武道訓練」50人(同18.8%)、「その他(新型コロナウイルス感染症)」42人(同15.8%)の順となっており、この3つの型で145人、全体の54.5%を占めている。

また、事故の型別に前年度と比較すると、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、武道訓練が再開されたことにより、「武道訓練」が上位項目に上がってきてい

る。

(図4、表1、統計表第4表、第5表、第6表、第9表及び第12表参照)

- (4) 災害を起因物別(大分類)にみると、「その他」132人(全体の49.6%)、「仮設物・建築物・構築物等」72人(同27.1%)、「環境等」22人(同8.3%)となっており、この3分類で226人、全体の85.0%を占めている。

また、起因物別(中分類)にみると、「仮設物・建築物・構築物等」(大分類「仮設物・建築物・構築物等」)、「武道訓練」(同「その他」)、「新型コロナウイルス感染症」(同「その他」)、「環境」(同「環境等」)及び「その他の起因物」(同「その他」)が上位5位を占めている。

(図5、表2、統計表第8表及び第9表参照)

- (5) 災害を作業の種類別にみると、「通行」73人(全体の27.4%)が最も多く、次いで「武道訓練」50人(同18.8%)、「その他」41人(同15.4%)となっており、これら3つで164人、全体の61.7%を占めている。「その他」としては、主に刑務所や船における新型コロナウイルス感染及び研修機関における集団食中毒が計上されている。

(統計表第10表、第11表及び第12表参照)

- (6) 重大災害等は2件(前年度2件)発生しており、死傷者15人となっている。

事故の型別としては、「その他」15人となっており、研修機関における集団食中毒が計上されている。

(表3、表4及び統計表第13表参照)

- (7) 船員の負傷者は22人(前年度13人)で、全体の8.3%(同4.5%)を占め、事故の型別では「新型コロナウイルス感染症」が13人で最も多くなっている(前年度は「激突され」及び「武道訓練」がそれぞれ3人)。

(統計表第14-1表～第14-4表参照)

## 2 非常勤職員等

非常勤職員等(非常勤職員、常勤労務者及び臨時的任用職員をいう。以下同じ。)の災害による死傷者は60人で、前年度(63人)と比較して3人減少し、死亡した者はいなかった(前年度0人)。

災害を事故の型別にみると、前年度に引き続き「転倒」による災害が23人(前年度26人)と最も多くなっており、全体の38.3%(同41.3%)を占めている。また、作業の種

類別でみると、「通行」における災害が30人(前年度は「事務」で26人)と最も多くなっており、全体の50.0% (前年度「事務」41.3%) を占めている。

(図6、図7及び統計表第15-1表～第15-4表参照)

### 3 用語等の説明

- (1) 「死傷年千人率」は、1年間の在職者1,000人当たりの災害発生による死傷者数を表したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年間における死傷者数}}{\text{職員数}} \times 1,000$$

- (2) 「度数率」は、100万勤務時間当たりの災害による死傷者数をもって、災害の頻度を表したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{度数率} = \frac{\text{死傷者数}}{\text{延勤務時間数}} \times 1,000,000$$

- (3) 「強度率」は、1,000勤務時間当たりの災害発生による勤務損失日数をもって、災害の重さの程度を表したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{強度率} = \frac{\text{勤務損失日数}}{\text{延勤務時間数}} \times 1,000$$

なお、勤務損失日数は、死亡の場合は7,500日とし、負傷の場合は実際に休業した日数を使用した。

- (4) 「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった「起因物」が関係した現象をいい、「事故の型及び起因物分類(労働省通達昭和48年1月30日基発第44号)」(以下「分類基準」という。)に掲げる「墜落・転落」「転倒」「激突」「飛来・落下」「崩壊・倒壊」「激突され」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」「踏み抜き」「おぼれ」「火災」「交通事故(道路)」「交通事故(その他)」「動作の反動・無理な動作」及び「その他」の15項目のほか、分類基準の「高温・低温の物との接触」「有害物等との接触」「感電」「爆発」及び「破裂」の5項目をまとめて「特殊危険災害」とし、公務独自の「武道訓練」「レクリエーション・スポーツ(以下「レク・スポーツ」という。))、「暴行等」及び「新型コロナウイルス感染症」を加えた20の項目に分類している。
- (5) 「起因物」とは、災害をもたらすもととなった機械、装置若しくはその他の物又は環境等をいう。分類基準に掲げる「動力機械」「物上げ装置・運搬機械」「その他の装置等」「仮設物・建築物・構築物等」「物質・材料」「荷」「環境等」及び「その他」の8項目の『大分類』のほか、『中分類』においては、分類基準に「環境(動物)」「武道訓練」「レク・スポーツ」「その他の起因物(人)」及び「新型コロナウイルス感染症」を独自に加えるなどした28項目に分類している。